

## 体育文化センター管理人求人情報

採用条件は次のとおりです。

契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 【但し、(一)から(一)までの期間を除く】			
勤務場所	体育文化センター	任用形態	常勤・臨時	
業務内容	施設運営・管理業務	職名	管理人	
勤務時間等	勤務時間①	8時30分から16時45分まで 【うち休憩60分】		
	勤務時間②	13時00分から21時15分まで 【うち休憩60分】		
	その他	5日/週 36.25時間/週 7.25時間/日 上記勤務時間、週勤務日数等を基準とした1ヵ月単位の変形労働時間制・交替制として、前月までに作成する勤務表に定める勤務時間(始業、終業時刻)による。 勤務時間②は月6~7回 土日祝の休日は月3回程度		
休日	土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日日数			
年次有給休暇	10日(*繰越分を除く)	在職年数	0年(年未滿切上)	
賃金等	賃金	勤務時間①日額6,280円 勤務時間②日額6,280円	日額の場合は勤務時間①②以外の勤務時間の場合は、上記時給単価に応じて支給する	期末手当 無
	通勤手当	当協会の規程に従って後日通知します。(支給対象月の実勤務日数が12日以上で距離が2km以上)		
	超過勤務手当の割増率	① 1日8時間以内かつ週40時間以内の勤務における超過勤務 100/100 ② ①を超える超過勤務 125/100 ③ 休日における②の超過勤務(※対象;週5日以上勤務者) 135/100 *上記の割増率が労働基準法の規定を下回る場合には労働基準法の定める割増率とする *①②について1ヵ月単位の変形労働時間制・交替制を採用している勤務場所の場合は、変形期間を平均して①を超える場合は②の割増率とする *常勤嘱託で賃金月額が管理職以上の区分の者については、超過勤務手当は支給しない		
	賃金等の支払日	(賃金) 当月分を、翌月の給与支給日に支払う (通勤手当・超過勤務手当) 当月分を、翌月の給与支給日に支払う ※給与支給日15日支払(15日が土日祝の場合は、前日以前の平日)		
	支払方法	口座振込み		
その他	社会保険:有 雇用保険:有 労災保険:有 自己都合により途中退職する場合には、退職する1月前までに届け出ること。 服務にあたっては、関係法令を遵守すること。昇給及び退職手当の支給なし。 契約の更新については、労働者の能力、勤務成績、態度等により判断する。			

○申込方法 電話(体育文化センター076-429-5695)にて、管理人応募を伝え、面接日を決定。